

令和5年(2023年)7月14日

熊本県立大学 学生支援課

授業料減免に係る書類の提出について

日本学生支援機構の給付型奨学金を受給している方は、本学の授業料減免も受けることができます。ただし、毎学期ごとに「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」と「授業料徴収猶予申請書」の提出が必要です。

下記に申請書に関する記載がありますので、よく読み、期限までに申請書を提出してください。

申請書の提出がなかった場合、授業料の減免を受けられなくなります。ご注意ください。

【対象者】

日本学生支援機構の給付型奨学金の奨学生の身分をもっており、令和5年(2023年)7月現在下記の区分の方

- ・ 第Ⅰ区分
- ・ 第Ⅱ区分
- ・ 第Ⅲ区分
- ・ 支援区分外

【必要書類】

- ① 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
- ② 授業料徴収猶予申請書

【記入方法】

学生支援課前の記帳台に置いてある様式に記入するか、学内メールや本学ホームページからダウンロードした様式を各自で印刷し、記入してください。

* 消せるボールペンで記入しないでください。

【提出方法】

上記2つの書類をそろえて、学生支援課の窓口に提出してください。郵送での提出も受け付けます。郵送の場合は下記の要領に従って送付してください。

〈郵送の場合〉

- ・ 7月28日(金)までに学生支援課に到着するように送ってください。

- ・下記のあて先に送付してください。また、封筒の表に「授業料減免申請書在中」と朱書きしてください。

〒862-8502
熊本市東区月出3丁目1番100号
熊本県立大学 学生支援課
授業料減免担当行

【提出期限】

令和5年（2023年）7月28日（金）まで

- * やむを得ない事由で、上記の要領での提出が難しい場合、早めに学生支援課にご相談ください。

書類に不備があった場合など、学生支援課から連絡する場合があります。学生支援課からの連絡（電話：096 - 383 - 7896、メール：gakusei@pu-kumamoto.ac.jp）から連絡を受け取れるようにしてください。

【支援区分について】

なお、授業料減免継続に係る申請書を提出いただいた場合でも、日本学生支援機構が秋ごろに行う適格認定（家計状況の判定）の結果によって、現在の支援区分（第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、支援区分外）が変更になる場合もあります。支援区分が変更になった場合、減免額が変化しますのであらかじめご了承ください。

- * 支援区分外になった場合、授業料の減免は受けられませんが、授業料等減免の対象者としての認定は継続します。
- * 現在支援区分外の方も、今回の授業料減免継続に係る申請書が必要ですのでご注意ください。